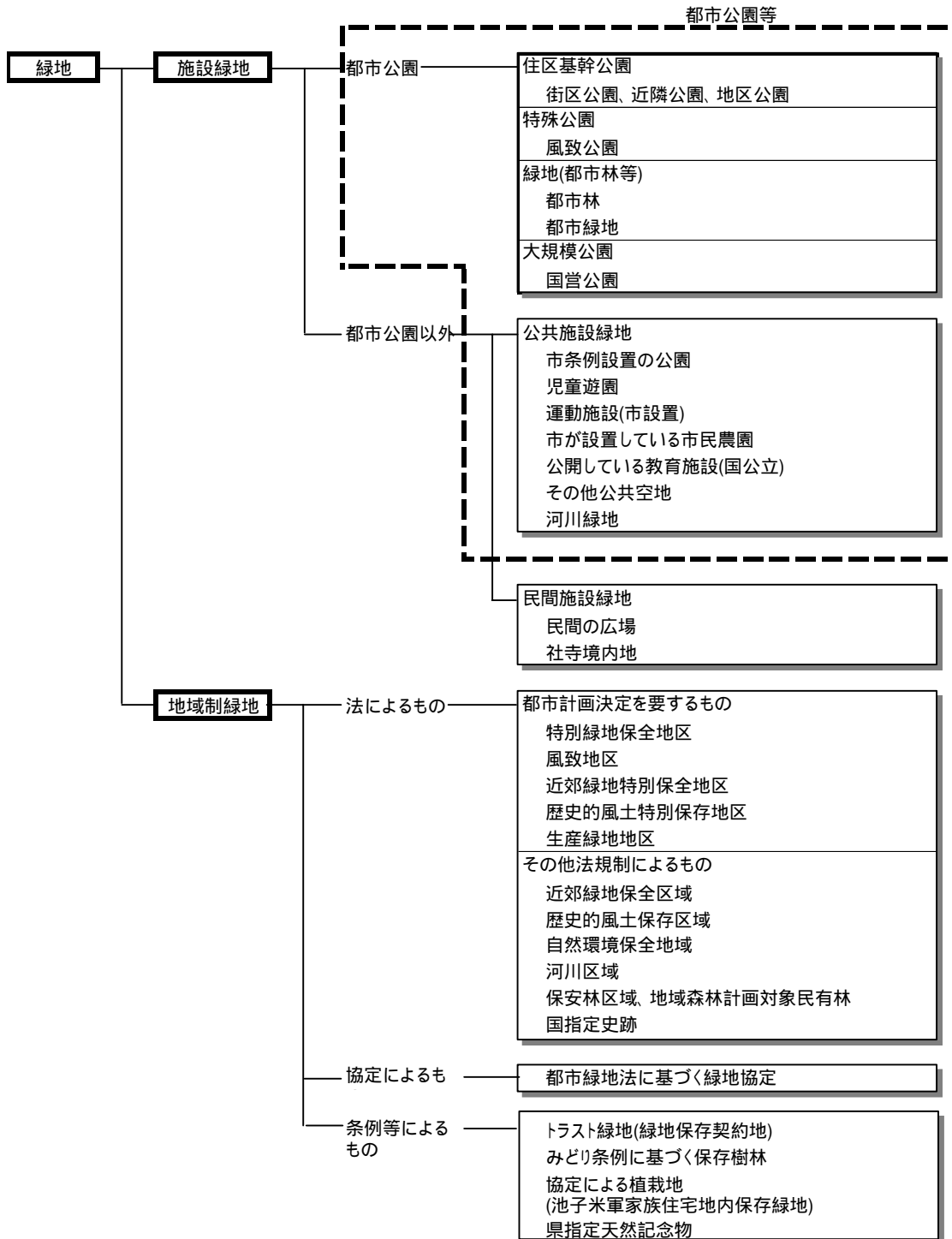


4 . 都市公園の整備とその他緑地の確保の方針

本章は都市緑地法第4条2項3号イ「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項」として、「3 . コンフォート・エコタウンづくりの方針」に基づき、都市公園の整備方針および都市公園以外の施設緑地の整備方針、地域制緑地の指定方針を示します。



4 - 1 都市公園の整備方針

公園緑地の整備にあたっては、本市全体で均衡ある都市環境が形成されるよう、可能な限りバランスに配慮して整備するとともに、公園の整備や維持管理にあたっては積極的な市民参加を推進します。

(1) 都市公園の整備目標量

整備目標量と配置方針

都市公園の目標年次(平成27年)の整備目標は、都市計画区域で317.54ha(住民1人当たりの整備目標56.70㎡/人)、市街化区域で65.08ha(住民1人当たりの整備目標11.63㎡/人)とします。

整備目標の内訳は、住区基幹公園のうち街区公園が79ヶ所(10.94ha)、近隣公園が3ヶ所(7.80ha)、地区公園が1ヶ所(5.50ha)で、住区基幹公園合計83ヶ所(24.24ha)であり、住民1人当たりの住区基幹公園の整備目標は4.32㎡/人です。都市基幹公園は、当面配置しません。

基幹公園以外としては、風致公園1ヶ所(5.80ha)、都市林9ヶ所(50.00ha)、都市緑地4ヶ所(7.43ha)を配置します。また、三浦半島国営公園構想の中で、三浦半島国営公園の「将来位置づけを協議する地区」1ヶ所(230.07ha)についてはその指定を国、県等に働きかけていきます。

(2) 住区基幹公園の整備方針

街区公園

配置方針

既存の公園に加え、目標年次では79ヶ所の街区公園を配置します。

街区公園は、主として市街化区域内で徒歩利用を前提として適正に配置することをめざすものとします。しかし、本市の土地利用状況や都市形態から判断して旧市街地には新規の整備が難しい状況にあります。このため、開発に伴う提供公園を街区公園として位置づけるほか、公共施設緑地の確保により可能な限り街区公園の機能を補完するものとします。街区公園の規模については本市の実状を踏まえて、0.25haを標準としつつも、小規模なものについても積極的に位置づけていくものとします。

整備方針

新規の公園の整備および設置されてから一定期間が経過し、施設の老朽化等が進んだ街区公園の整備、再整備については市民参加による整備を原則とし、地域のレクリエーションニーズを反映した公園施設整備を図るものとします。

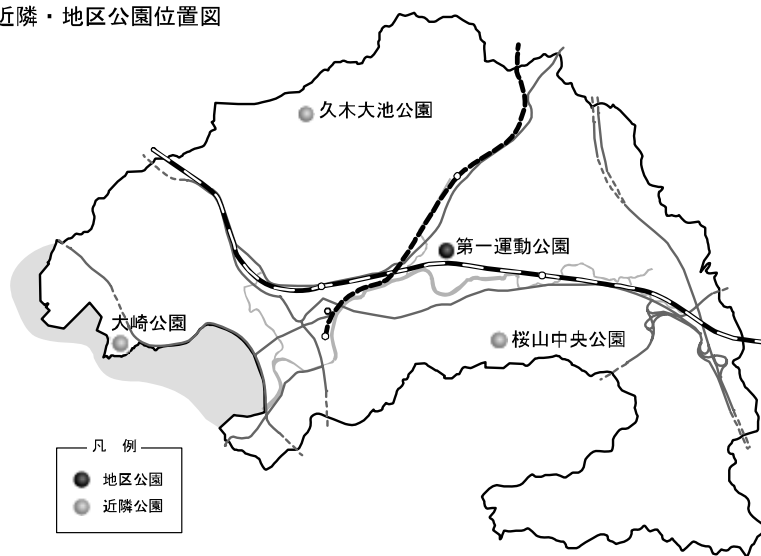
管理方針

街区公園については、将来的には全て地域住民による維持管理への移行をめざしますが、当面は公園アダプトプログラム（里親制度）を活用し、市民が主体となった公園内の美化活動を行う公園管理を推進します。

ただし、近年公園施設の老朽化等による事故が社会問題となっていることから、公園施設の安全点検、高木の剪定等、安全対策や危険が伴う事項については市が主体的に実施します。

近隣公園

近隣・地区公園位置図



配置・整備方針

既存の大崎公園、久木大池公園および桜山中央公園を近隣公園として配置します。

近隣公園は、主として市街化区域内からの身近な自然とのふれあいの場や多様なレクリエーション利用を前提として、市内に均等に配置することをめざしますが、本市の土地利用からみて新規の整備は困難であるため、既存の近隣公園の拡大や規模の大きい街区公園でその機能の補完を図ります。

管理方針

近隣公園のうち、大崎公園と久木大池公園については、良好な自然環境・自然景観を有することから、自然環境に充分配慮した維持管理を図ります。この二つの公園については、規模が大きく、比較的広い地域での利用を図ることから、施設の全般に渡って、今後とも市が適正に管理を実施していくものとしますが、将来的には必要に応じて市民との連携による維持管理についても検討します。

桜山中央公園については、^{はなさか}花咲計画推進協議会との連携を図りながら、桜の咲く公園づくりを進めるとともに、その維持管理についても連携を図っていきます。

地区公園

配置・整備方針

市の中央部に既存の第一運動公園を配置し、機能の拡充を図ります。

管理方針

地区公園については、運動施設が主体であり、市街地全体での利用を想定していることから、施設の全般に渡って、今後とも市が適正に管理を実施していきます。

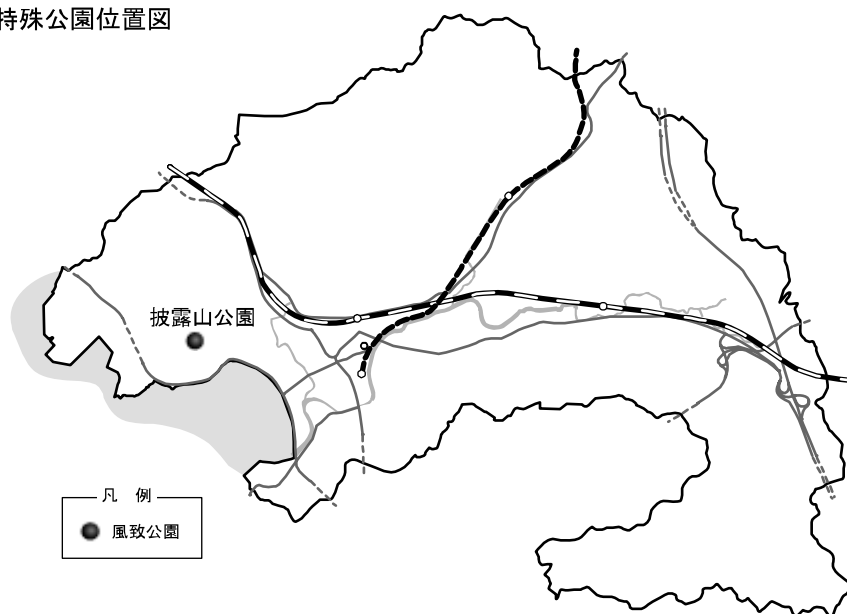
(3) 都市基幹公園の整備方針

配置・整備方針

都市基幹公園(総合公園・運動公園)は、本市の土地利用からみてこれらの規模を確保することが困難であることから、既存の第一運動公園(地区公園)でその機能を補完するものとします。

(4) 特殊公園の整備方針

特殊公園位置図



風致公園

配置・整備方針

良好な自然環境と眺望景観を有する既存の披露山公園を配置し、良好な風致を適切に維持していきます。また、将来的には旧脇村邸と一体となった約5haの規模を要する蘆花記念公園を都市計画で風致公園として検討してまいります。

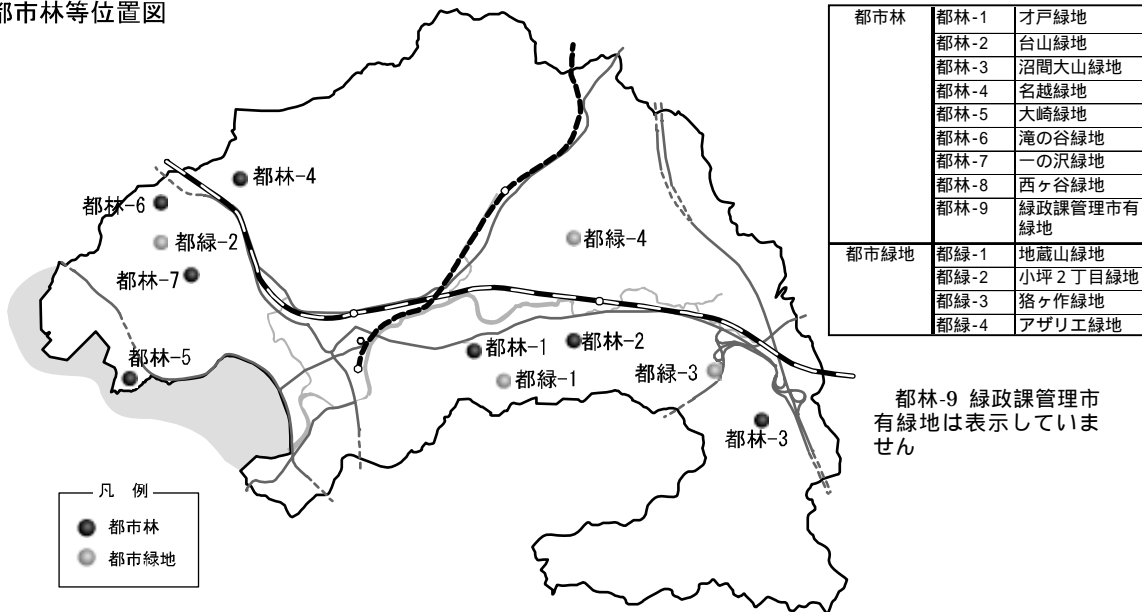
管理方針

良好な自然環境・自然景観を有することから、自然環境に充分配慮した維持管理を図ります。

また、施設規模が大きく、広域で利用を図ることから、施設の全般に渡って、今後とも市が適正に管理を実施していくものとしますが、必要に応じて市民との連携による維持管理を実施していきます。

(5) 都市林等の整備方針

都市林等位置図



都市林

配置・整備方針

自然共生ゾーン内を中心に、市街化区域およびその周辺の動植物の生息・生育環境を有する樹林地のうち、公有地化が図られているまたは公有地化・借地等により保全する必要が高い樹林について都市林として位置づけます。将来的に位置づける都市林は一の沢緑地、西ヶ谷緑地および緑政課管理市有緑地を位置づけます。

また、逗子市都市公園条例において、緑地として位置づける都市公園のうち、樹林地を主体としてその保全または復元を目的とするものとして、既存の才戸緑地、台山緑地、沼間大山緑地、名越緑地、大崎緑地、滝の谷緑地についても都市林として位置づけます。

都市林については、樹林地の自然環境の保全、復元に留意し、施設を設置しないか、遊歩道の設置等必要最小限のものとします。

管理方針

良好な自然環境の維持保全・復元を目的とした維持管理を図ります。

原則として、市が適正に管理するものとしませんが、二次林等の一定の管理が必要な樹林を有する場合には、市民の協力を得ながら維持管理を実施します。

都市緑地

配置・整備方針

市街地内および市街地近接地において、良好な自然環境・親水環境を有する水辺や、景観・環境保全、防災等の観点から必要性の高い緑地について都市緑地として確保を図ります。

本計画では緩衝緑地として^{むしながさく}狝ヶ作緑地、アザリエ緑地を位置づけます。また、地蔵山緑地、小坪二丁目緑地(旧県営住宅予定地)については、関係する地権者と調整を進めていきます。さらに、将来的には逗子海岸について都市緑地として位置づけることを検討します。

今後は、逗子市都市公園条例において、緑地として位置づける都市公園のうち、樹林地を主体としないものについて都市緑地として位置づけます。

水辺や自然環境の保全を目的とする場合は、市民の利用を図るため、遊歩道や観察デッキ等必要最小限の施設の整備を図ります。

防災等の目的で整備する場合はその機能が適切に発揮できるよう施設の整備を図ります。

管理方針

良好な自然環境や景観の保全に充分配慮した維持管理を図ります。

原則として施設の全般に渡って、今後とも市が適正に管理を実施していきます。

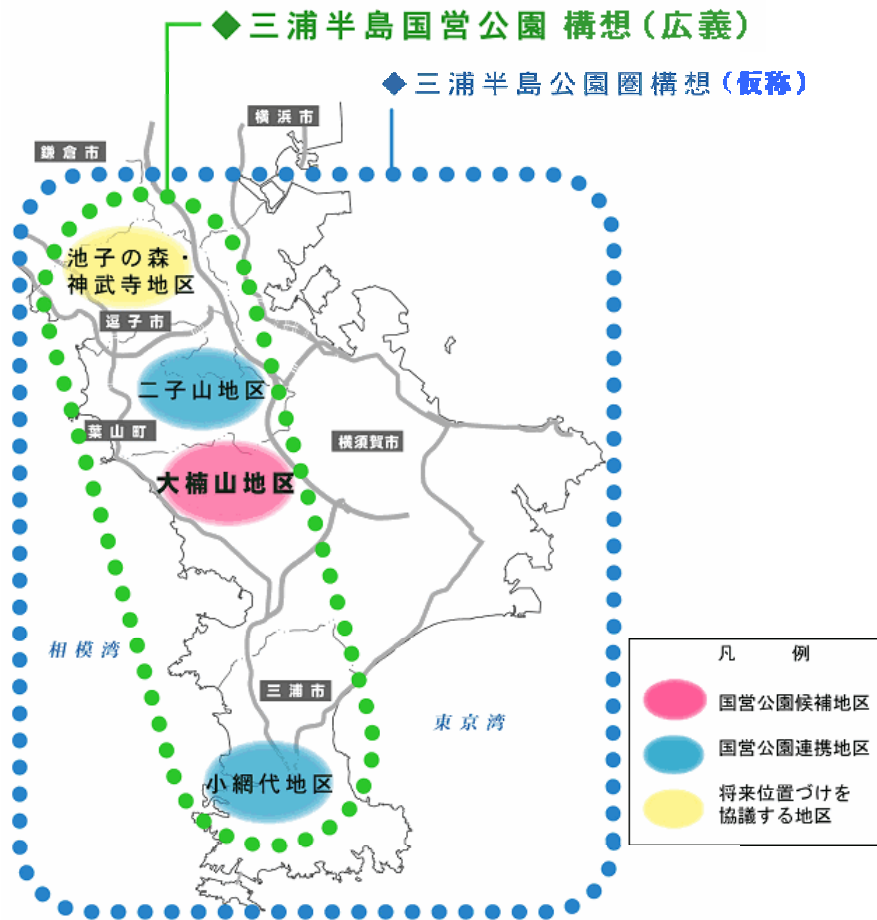


(6) 大規模公園の整備方針

配置・整備方針

三浦半島は、首都圏における貴重なまとまりのあるみどりが残された地域であり、首都圏の保全すべき自然環境としてその保全や活用策の充実が必要な地域です。三浦半島の多様な資源を活用する水と緑のネットワーク構築を実現するため、中核となる三浦半島国営公園構想が位置づけられています。

この構想では、国営公園候補地区は大楠山地区とし、本市については二子山地区を「国営公園連携地区」として、また池子の森・神武寺地区を「将来位置づけを協議する地区」として位置づけられています。このうち、池子の森・神武寺地区について貴重な自然の保全と活用を一体的に進め、うるおいとにぎわいのある発展を図ることをめざし、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」と協力し、県や近隣市町と連携した国営公園整備の促進を国・県に働きかけていきます。



三浦半島国営公園構想の概要

出典：三浦半島国営公園設置促進期成同盟会ホームページ（H16.12現在）

4 - 2 その他施設緑地の確保方針

(1) 公共施設緑地

確保方針

逗子海岸については、公共空地として位置づけるとともに、渚ロード、渚のプロムナードロードの整備を関係機関と協議し、推進していきます。

盧花記念公園は、市外からも人が訪れる広域圏におけるレクリエーションの場として位置づけ、今後とも維持・管理を進めていきます。

緑政課の管理する市有緑地については、今後は都市林や特別緑地保全地区等として位置づけていきます。

児童遊園および公共空地は、街区公園の補助施設として位置づけ、現況施設の維持・管理とともに、可能な場合は増設を図っていきます。また、開発に伴い市に移管される緑地のうち、比較的規模の大きなものは都市公園として、規模の小さいものは公共空地として位置づけます。

ゲートボール場は、高齢者に根強い人気のあるスポーツ施設として、また、今後とも多様化する高齢者のスポーツ需要に応えるよう施設整備に努めます。

このほかのスポーツ施設として、池子米軍家族住宅地内の運動施設(共同使用するもの)を位置づけます。

市民農園については、目標値は現況の区域面積をそのまま位置づけますが、今後とも土地所有者の理解を得て施設の維持に努めます。用地の確保にあたっては、現況の農地の利用や休耕地の活用を図ります。

市立の小中学校および県立高校等の市内の教育施設については、地域のレクリエーション活動の拠点として関係機関と協議し、活用を図っていきます。

市内を流れる河川のうち、田越川、池子川および久木川の一部は公共空地として位置づけます。田越川は関係機関と協議し、川沿いに河川管理通路に併せて遊歩道等の整備及び、久木川の一部はグリーンベルト化を図ります。

また、道路沿いにポケットパークの設置を積極的に進めていきます。

確保目標量

公共施設緑地の目標年次(平成27年)の確保目標は、都市計画区域で80ヶ所(44.97ha)、市街化区域で69ヶ所(24.63ha)とします。

(2) 民間施設緑地

確保方針

現況の民間施設緑地として位置づけた民間商業施設内の広場(1ヶ所)および社寺境内地(21ヶ所)は、所有者へ協力を呼びかけ、今後とも維持されていくものとして位置づけます。

社寺境内地内の樹木については、市の保存樹木等に指定し保全を図ります。

確保目標量

民間施設緑地は、現況のまま位置づけるものとし、目標年次(平成27年)の確保目標は、都市計画区域で22ヶ所(7.63ha)、市街化区域で20ヶ所(5.12ha)とします。



4 - 3 地域制緑地の指定目標および指定方針

地域制緑地は、大きく「法によるもの」「協定によるもの」「条例等によるもの」に分けられます。本計画において位置づけるこれらの地域制緑地の総面積は(770.50ha・地域制緑地間の重複を除く)とします。

(1) 法によるもの

指定方針

都市計画決定を要するもの

特別緑地保全地区については、3 - 1 みどりゾーン別の方針にもとづき、桜山斜面樹林、神武寺から鷹取山にかけての自然環境の保全を目的とする緑地や、保全配慮地区内の斜面樹林で比較的規模が大きいもの、保全の緊急性が高いものおよび良好な歴史や自然環境を有する樹林地について指定促進を図ります。このうち、10ha以上のものについては県と指定に向けた調整を進めていきます。

なお、本計画において、特別緑地保全地区として位置づける緑地については、その保全の重要性から、特別緑地保全地区の指定にこだわらず、都市林、市民の森、保存樹林、市民緑地、トラスト緑地等、その緑地の状況に応じたあらゆる緑地保全施策を駆使し、確実な保全を図っていきます。なお、個々の特別緑地保全地区についての詳細な方針については「6. 緑地の保全を重点的に進める地区の方針」に示します。

三浦半島国営公園構想の「国営公園連携地区」として位置づけられる二子山地区については、近郊緑地特別保全地区として、周辺市町と連携を図りながら、県に指定を働きかけていきます。現在、歴史的風土保存区域が指定されている名越切通周辺地区については、鎌倉市側と一体的に歴史的風土特別保存地区として県と指定に向けた調整を進めていきます。

風致地区指定区域のうち、第1種風致地区指定区域は継続的な指定を図り、現状の風致の保全を図ります。第4種風致地区指定区域については、必要に応じて部分的に規制を第1種風致地区に強化し、樹林地の保全施策として活用することを県と協議してまいります。また、田越川下流部周辺等については、現在形成されているみどり豊かな環境を保全するため、風致地区の拡大についても検討します。その他市街地周辺の斜面樹林についても必要に応じて風致地区の指定を検討します。なお、風致地区の種別変更や拡大、新規指定を実施する場合には県と指定に向けた調整を進めていきます。

生産緑地地区については、今後ともその保全を図っていきます。

その他法規制によるもの

自然環境保全地域については特別緑地保全地区として県と指定に向けた調整を進めていきます。

河川区域、保安林、地域森林計画対象民有林については、それぞれの計画にもとづき関係機関と協議し、適切に保全を図っていきます。名越切通および長柄桜山古墳群については国指定史跡として保全を図ります。

指定目標量

都市計画決定を要するもの

地域制緑地のうち「法によるもの」としては、以下のものを位置づけます。なお、近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区および10ha以上の特別緑地保全地区については県と指定に向けた調整を進めていきます

特別緑地保全地区	(22ヶ所、413.51ha)
近郊緑地特別保全区域	(1ヶ所、193.90ha)
風致地区	(2ヶ所、62.16ha...風致地区の決定面積90.20haのうち、非建ペイ地想定面積を緑地相当としてカウント・披露山・逗子海岸風致地区(第1種および第4種))
生産緑地地区	(11ヶ所、1.31ha)
歴史的風土特別保存地区	(1ヶ所、6.80ha)

その他の法規制によるもの

近郊緑地保全区域	(1ヶ所、87.43ha・逗子・葉山近郊緑地保全区域)
歴史的風土保存区域	(1ヶ所、6.80ha) (鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域・大町材木座地区)
河川区域	(4ヶ所、10.27ha・田越川、池子川、久木川、森戸川)
保安林区域	(56ha)
地域森林計画対象民有林	(500.55ha)
国指定史跡	(3ヶ所、5.52ha) (名越切通、長柄桜山古墳群、和賀江嶋(ただし和賀江嶋は公有海水面のみであるためヶ所数のみ計上))



(2) 協定等によるもの

指定方針

現在緑地協定が締結されている逗子アーデンヒル、コスモミロス、桜山一丁目地区、逗子桜山五丁目地区については、協定期間終了後も、土地所有者等の協力を得て協定の更新を図ります。

今後は、開発が計画された際には、緑地協定を事業者に対し、協力を求めます。また、その他市街地の良好な住環境を形成する地区も積極的に導入を図ります。

指定目標量

都市緑地法に基づく緑地協定地区として、4ヶ所(3.40ha)(協定により担保される緑地面積)を位置づけます。

(3) 条例等によるもの

指定方針

(財)かながわトラストみどり財団による緑地保存契約地(大崎緑地保存契約地)については今後共、県と調整・協議してまいります。また、県指定天然記念物(五霊神社)についても、現況のまま位置づけるように働きかけます。

逗子市みどり条例にもとづく樹林地の保存契約地については、目標値は現況の指定数値をそのまま位置づけますが、今後とも土地所有者の理解を得て指定面積の拡大に努めます。また現況の指定地についても、土地所有者の理解を得て契約期間終了後も更新し、樹林地の保存に努めます。

池子米軍家族住宅地内の保存緑地については、条例等による地域制緑地として位置づけ、県のみどりの協定の更新を県に働きかけていきます。

指定目標量

地域制緑地のうち「条例等によるもの」としては、以下のものを位置づけます。(合計75.41ha)。

(財)かながわトラストみどり財団による緑地保存契約地

(大崎緑地保存契約地1.90ha)

逗子市みどり条例にもとづく樹林地の保存契約地(保存樹林、24.24ha)

県指定天然記念物(五霊神社大イチョウとその周辺樹木、0.21ha)

池子米軍家族住宅地内保存緑地(49.06ha)